

金額は令和8年度(令和8年4月分から・年額) 受け取れる人・期間は現行の制度です。令和10年(2028年)4月1日からの見直し(改正後)は2ページ目の下段。

遺族年金とは:国民年金または厚生年金保険の被保険者(被保険者であった方を含む)が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受け取る年金。「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」があり、加入状況などによっていずれかまたは両方が支給され、どちらの要件にも当てはまる場合はあわせて受け取れる。
生計を維持されていた方:死亡当時、死亡した方と生計を同一にしていた方で、原則として年収850万円未満の方(おおむね5年以内に850万円未満となると認められる事由がある方を含む)。

遺族基礎年金と遺族厚生年金の違い

項目	遺族基礎年金(国民年金)	遺族厚生年金(厚生年金保険)
亡くなった方	国民年金の被保険者である間に死亡したとき、60歳以上65歳未満の元被保険者(国内に住所)の死亡、老齢基礎年金の受給資格(25年以上)を満たした方の死亡	厚生年金保険の被保険者である間の死亡、被保険者期間に初診日がある傷病で初診日から5年以内の死亡、1級・2級の障害厚生(共済)年金の受給者の死亡、老齢厚生年金の受給資格(25年以上)を満たした方の死亡
受け取れる遺族	子のある配偶者、子	子のある配偶者、子、子のない配偶者、父母、孫、祖父母のうち、最も優先順位の高い方
年金額	一律の額+子の人数に応じた加算(下の表)	亡くなった方の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3が基本(2ページ目)
請求先	住所地の市区町村役場(死亡日が国民年金第3号被保険者期間中なら年金事務所・街角の年金相談センター)	年金事務所または街角の年金相談センター

※要件1・2(被保険者中の死亡など)には保険料の納付要件があります(保険料納付済期間(免除期間を含む)が国民年金加入期間の3分の2以上、または死亡日が令和18年3月末日までで65歳未満なら直近1年間に未納がないこと)。

受け取れる人(上から優先順位の高い順)

遺族	遺族基礎年金	遺族厚生年金	年齢などの要件
子のある配偶者	受け取れる	受け取れる	夫の場合、遺族基礎年金は年齢要件なし。夫の遺族厚生年金は死亡当時55歳以上が要件(受給開始は60歳から。遺族基礎年金を受給中なら60歳より前でもあわせて受け取れる)
子	受け取れる	受け取れる	18歳になった年度の3月31日まで、または20歳未満で障害等級1級・2級の状態(婚姻していない場合に限る)。子のある配偶者が受け取っている間などは、子には支給されない
子のない配偶者	—	受け取れる	30歳未満の妻は5年間のみ。夫は55歳以上に限り、受給開始は60歳から
父母	—	受け取れる	55歳以上に限り、受給開始は60歳から
孫	—	受け取れる	18歳になった年度の3月31日まで、または20歳未満で障害等級1級・2級の状態
祖父母	—	受け取れる	55歳以上に限り、受給開始は60歳から

※子のある配偶者が遺族基礎年金を受け取っている間や、子に生計を同じくする父または母がいる間は、子には遺族基礎年金は支給されません。
※配偶者には内縁の配偶者も含まれます。子は死亡した方の実子または養子(養子縁組されていない配偶者の子は含まれない)。死亡当時の胎児も出生以降に対象です。

令和8年度の年金額(年額)

区分	年額
遺族基礎年金:子のある配偶者が受け取るとき(昭和31年4月2日以後生まれの方)	847,300円 + 子の加算額
遺族基礎年金:子のある配偶者が受け取るとき(昭和31年4月1日以前生まれの方)	844,900円 + 子の加算額
遺族基礎年金:子が受け取るとき	847,300円+2人目以降の子の加算額を、子の数で割った額が1人あたりの額
子の加算額:1人目および2人目	各243,800円
子の加算額:3人目以降	各81,300円
中高齢寡婦加算(遺族厚生年金に加算。40歳から65歳になるまで)	635,500円

※日本年金機構「遺族基礎年金の年金額(令和8年4月分から)」「遺族年金ガイド 令和8年度版」のとおり。ご家族ごとの合計額の計算はしていません。

遺族年金の早見表

受け取れる期間・年金額の考え方・改正後(令和10年4月1日施行)

受け取れる期間(いつから・いつまで)

区分	いつから・いつまで
遺族基礎年金・遺族厚生年金(共通)	亡くなった月の翌月分から受け取れる
遺族基礎年金	子(子のある配偶者が受け取っている場合は、すべての子)が18歳になった年度の3月31日に到達したとき(障害等級1級・2級の状態にあるときは20歳に到達したとき)などに、受給権がなくなる(失権)
遺族厚生年金:夫が亡くなったときに30歳未満の「子のない妻」	遺族厚生年金を受け取る権利を得てから5年を経過したとき
遺族厚生年金:遺族基礎年金・遺族厚生年金を受け取っていた妻	30歳に到達する前に遺族基礎年金を受け取る権利がなくなり、その権利がなくなってから5年を経過したとき
遺族厚生年金:夫・父母・祖父母	受給開始は60歳から(死亡当時55歳以上の方に限る)。夫は、遺族基礎年金をあわせて受給できる場合に限り、60歳より前でも受け取れる
中高齢寡婦加算	40歳から65歳になるまで
すべての受給者	死亡したとき、婚姻したとき(内縁関係を含む)、直系血族または直系姻族以外の方の養子となったときなどに失権

※30歳未満の子のない妻の5年は、夫が死亡したときに胎児であった子が生まれ、遺族基礎年金を受け取ることができるようになった場合を除きます。
※受給権がなくなったときは、遺族基礎年金は14日以内、遺族厚生年金は10日以内に年金事務所または街角の年金相談センターへ届出が必要です(子が18歳になった年度の3月31日に到達したことによる失権は、失権届の提出は不要)。失権の理由は主なものだけです。

遺族厚生年金の額の考え方(日本年金機構「遺族年金ガイド」)

- 亡くなられた方の老齢厚生年金の報酬比例部分の3/4 = (A+B) × 3/4
- A:平成15年3月以前の加入期間＝平均標準報酬月額 × 7.125/1000 × 平成15年3月までの加入期間の月数
- B:平成15年4月以降の加入期間＝平均標準報酬額 × 5.481/1000 × 平成15年4月以降の加入期間の月数
- 受給要件1～3(被保険者中の死亡など)の場合、厚生年金の被保険者期間が300月(25年)未満なら300月とみなして計算。要件4の場合は、乗率は死亡した方の生年月日に応じて異なる。
 - 65歳以上で老齢厚生(退職共済)年金を受け取る権利がある方が配偶者の死亡による遺族厚生年金を受け取るときは、「報酬比例部分の4分の3の額」と「報酬比例部分の額の2分の1の額＋自身の老齢厚生(退職共済)年金の額の2分の1の額」を比べ、高い方の額。
 - 65歳以上で老齢厚生年金を受け取る権利がある方は、老齢厚生年金は全額支給となり、遺族厚生年金は老齢厚生年金に相当する額が支給停止。
 - 平均標準報酬月額などは亡くなった方の加入記録で決まります。金額は年金事務所を確認してください(この表では個別の計算はしていません)。

中高齢寡婦加算(遺族厚生年金に40歳から65歳になるまで635,500円)

- 夫が亡くなったとき、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がいらない妻。
- 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻(40歳に到達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けている妻)が、子が18歳到達年度の末日に達した等のため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき。
- 遺族基礎年金を受け取ることができるときは受け取れません。老齢厚生年金の受給権者等の夫の死亡では、夫の厚生年金の被保険者期間20年以上(特例あり)が必要です。

【改正後(令和10年4月1日施行)】 令和7年6月13日成立の年金制度改正法による遺族年金の見直し(厚生労働省)。男性は2028年4月から、女性は2028年4月から20年かけて段階的に実施。影響を受けない方:既に遺族厚生年金を受給している方、60歳以降に受給権が発生する方、18歳年度末までのこどもを養育する間の給付内容、2028年度に40歳以上になる女性。

項目	現行(2026年10月時点)	【改正後(令和10年4月1日施行)】
子のない配偶者の遺族厚生年金	30歳未満の妻は5年間のみ。夫は55歳以上に限り、受給開始は60歳から。	18歳未満の子のない20～50代の配偶者を原則5年の有期給付の対象とし、60歳未満の男性を新たに支給対象とする。女性で施行直後に対象となるのは、18歳年度末までのこどもがいらない、2028年度末時点で40歳未満の方。
5年の有期給付の中身	－	有期給付加算で額は現在の遺族厚生年金の約1.3倍。5年経過後の給付の継続、死亡分割制度の新設、収入要件の廃止などの配慮措置。
中高齢寡婦加算	40歳から65歳になるまで635,500円(令和8年度)。	施行日以降に新規に発生する加算の額は、令和35年度まで25年かけて段階的に縮小。一度受け取り始めた加算は翌年度以降も額は変わらず、65歳になるまで受け取れる。
子が受け取る遺族基礎年金	子に生計を同じくする父または母がいる間は、子には支給されない。	生計を同じくする父または母がいる場合であっても、子は遺族基礎年金の支給を受けることができる。ただし、令和8年4月1日から令和10年3月31日までに権利が発生した死亡一時金を父または母が受け取った場合、生計を同じくする子の遺族基礎年金は引き続き支給停止される(日本年金機構)。
子の加算額	1人目および2人目 各243,800円、3人目以降 各81,300円(令和8年度)。	引上げ(厚生労働省の説明では年間約23.5万円→28万円)。3人目以降も同じ額(2024年度価格で1人につき年額281,700円)。

遺族年金の早見表

請求の必要書類チェックリスト・請求先・確認先

請求に必要な書類(すべての方) □に印をつけて準備

確認	書類	確認すること
☐	年金請求書(遺族基礎年金＝様式第108号／遺族厚生年金＝様式第105号)	年金事務所・街角の年金相談センター(遺族基礎年金は市区町村役場にも)の窓口に備え付け
☐	戸籍謄本(記載事項証明書)または法定相続情報一覧図の写し	受給権発生日以降で提出日から6カ月以内に交付されたもの。マイナンバーの記入で省略できる場合あり(遺族厚生年金は、請求者が配偶者または子の場合)
☐	世帯全員の住民票の写し	受給権発生日以降で提出日から6カ月以内に交付されたもの。マイナンバーの記入で省略できる
☐	死亡者の住民票の除票	世帯全員の住民票の写しに含まれている場合は不要
☐	請求者の収入が確認できる書類	所得証明書、課税(非課税)証明書、源泉徴収票 等。マイナンバーの記入で省略できる
☐	子の収入が確認できる書類	義務教育終了前は不要。高等学校等在学中の場合は在学証明書または学生証のコピー 等
☐	死亡診断書(死体検案書等)のコピーまたは死亡届の記載事項証明書	市区町村長に提出したもの
☐	受取先金融機関の通帳等(本人名義)	請求書に金融機関の証明を受けた場合や、公金受取口座を利用する場合は添付不要

※子が3人以上いる場合は、3人目以降を「加給年金額または子の加算額に係る別紙様式」に記入して年金請求書とあわせて出します。
※死亡の原因が第三者行為の場合：第三者行為事故状況届、交通事故証明または事故が確認できる書類、確認書、被扶養者がいる場合は扶養していたことがわかる書類、損害賠償金の算定書。
※保険料納付済期間・保険料免除期間を合算して25年未満の方は、合算対象期間を確認するために、戸籍の附票の写しなどの添付が必要となる場合があります。
※添付書類はマイナンバーの登録状況、死亡原因や子の有無等により異なります。事前に年金事務所や街角の年金相談センターに問い合わせてください。

請求先・時効

- 遺族厚生年金(遺族基礎年金とあわせて請求する場合を含む)：お近くの年金事務所または街角の年金相談センター。
- 遺族基礎年金だけ：住所地の市区町村役場の窓口(死亡日が国民年金第3号被保険者期間中の場合は、年金事務所または街角の年金相談センター)。
- 時効：年金を受ける権利は、権利が発生してから5年を経過すると時効によって消滅します(国民年金法第102条第1項・厚生年金保険法第92条第1項)。やむを得ない事情で請求できなかった場合は、理由を書面で申し立てる取扱いがあります。
- 老齢年金・退職共済年金を受け取る権利があり未請求のときは、あわせて請求します。年金証書は提出から1カ月程度(確認を要する場合は2カ月程度)で届き、その約1～2カ月後に振り込み(偶数月に2カ月分)。
- 国民年金の第1号被保険者期間がある方の死亡では、寡婦年金や死亡一時金を受給できる場合があります(請求先は市区町村役場。死亡一時金は死亡日の翌日から2年で請求できなくなる)。

確認先メモ(ご自身で記入)

相談した窓口(年金事務所など)	
相談した日・予約した日	
請求する年金(基礎・厚生)	
追加で必要と言われた書類	
確認したこと・次にやること	

出典(2026年10月4日確認)

- 日本年金機構「遺族年金」<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/seido/izokunenkin/jukyu-yoken/20150401-03.html>
- 日本年金機構「遺族基礎年金(受給要件・対象者・年金額)」(2026年6月22日更新)<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/seido/izokunenkin/jukyu-yoken/20150401-04.html>
- 日本年金機構「遺族厚生年金(受給要件・対象者・年金額)」(2026年6月22日更新)<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/seido/izokunenkin/jukyu-yoken/20150424.html>
- 日本年金機構「遺族基礎年金を受けられるとき」<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/izoku/seikyu/20140617-01.html>
- 日本年金機構「遺族厚生年金を受けられるとき」<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/izoku/seikyu/20140617-02.html>
- 日本年金機構「年金の時効」<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/seido/kyotsu/shikyuu/20140421-01.html>
- 日本年金機構「遺族年金ガイド 令和8年度版」<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kyufu/files/LK03-3.pdf>
- 厚生労働省「年金制度改正法が成立しました」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html
- 厚生労働省「法律の概要」(施行期日)<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001496971.pdf>
- 厚生労働省「遺族厚生年金の見直しについて」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00020.html
- 厚生労働省「遺族厚生年金の見直しに対して寄せられている指摘への考え方」<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001499009.pdf>
- 厚生労働省「年金制度改正法 法律説明資料(詳細版)」<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001653903.pdf>